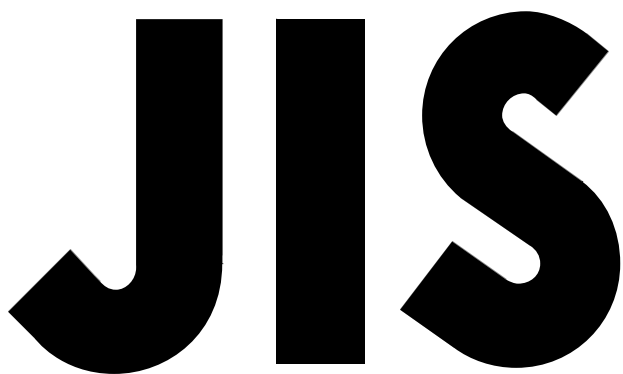




情報技術－自動認識及びデータ取得技術－
バーコードシンボル体系仕様－
GS1 データバー

JIS X 0509 : 2012
(ISO/IEC 24724 : 2011)
(JAISA/JSA)

平成 24 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	栗 原 利 男	総務省
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 眞 仁	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	湛 久 徳	一般社団法人電子情報技術産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	谷 津 行 穂	日本アイ・ビー・エム株式会社
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	布施田 英 生	総務省
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.2.20

官 報 公 示：平成 24.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本自動認識システム協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-9-5 FK ビル TEL 03-5825-6651)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語, 定義, 略語及び数学演算子	3
3.1 用語及び定義	3
3.2 略語	4
3.3 数学演算子及び表記方法	4
4 シンボルの説明	4
4.1 GS1 データバーシンボルの種類	4
4.2 シンボル体系の特性	4
4.3 その他の特徴の要約	5
4.4 シンボルの構造	5
5 GS1 データバー標準型, GS1 データバー切詰型, GS1 データバー二層型及び GS1 データバー標準二層型のシンボル要件	6
5.1 GS1 データバー標準型の基本特性	6
5.2 GS1 データバー標準型のシンボル構造	6
5.3 特定アプリケーション向けの GS1 データバー標準型からの派生型	15
6 GS1 データバー限定型のシンボル要件	17
6.1 基本特性	17
6.2 シンボルの構造	18
7 GS1 データバー拡張型のシンボル要件	24
7.1 GS1 データバー拡張型の基本特性	24
7.2 シンボルの構造	24
8 シンボル品質	43
8.1 一次元シンボル体系のパラメタ	43
8.2 その他の合格基準及び不合格基準	43
8.3 多層形シンボル	44
9 送信データ	44
10 目視可能文字情報	45
11 モジュールの最小幅及び最大幅 (X)	45
12 アプリケーション定義パラメタ	45
附属書 A (規定) チェックディジットの計算	46
附属書 B (規定) C 言語によるエレメント幅の符号器及び復号器	47
附属書 C (規定) GS1 データバー限定型のチェックキャラクタエレメント幅	52

	ページ
附属書 D (規定) GS1-128 エミュレーションモードでの長い GS1 データバー拡張型又は GS1 データバー 拡張多層型シンボルの分割	55
附属書 E (参考) シンボルエレメント	57
附属書 F (参考) 符号化例	61
附属書 G (参考) C 言語によるエレメント幅復号器	66
附属書 H (参考) 読誤りを少なくするために	69
附属書 I (参考) 印刷上の考慮点	75
附属書 J (参考) GS1 データバーシンボル体系－特性の要約	78
解 説	80

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本自動認識システム協会（JAISA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

情報技術－自動認識及びデータ取得技術－ バーコードシンボル体系仕様－GS1 データバー

Information technology－Automatic identification and data capture techniques－bar code symbology specification－GS1 DataBar

序文

この規格は、2011 年に第 1 回改訂版として発行された **ISO/IEC 24724** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

GS1 データバーは、以前は、“Reduced Space Symbology (RSS)” として知られていたが、GS1 という組織によって“GS1 データバー”に改名された。

GS1 データバーファミリには、GS1 システムで用いる三つのタイプの一次元シンボルがある。タイプ 1 には、GS1 データバー標準型、GS1 データバー切詰型、GS1 データバー二層型及び GS1 データバー標準二層型の 4 種類のシンボルがある。二層型とは、二つの段に積み重ねたシンボルである。タイプ 2 は、GS1 データバー限定型の 1 種類だけである。タイプ 3 には、GS1 データバー拡張型及び GS1 データバー拡張多層型の 2 種類がある。GS1 データバーの利用は、GS1 総合仕様書で規定されている“GS1 アプリケーションガイドライン”に従うことが前提である。

GS1 データバー標準型及び GS1 データバー標準二層型は、14 桁の GS1 商品識別コード (GTIN と呼ばれる。) を符号化する。この一次元シンボルは、適切にプログラムされた POS 用バーコードリーダで多方向スキャンができる。GS1 データバー切詰型及び GS1 データバー二層型も 14 桁の GS1 商品識別コードを符号化するが、多方向スキャナでの読取りには適していない一次元シンボルである。GS1 データバー制限型は、主に小形商品に用いるシンボルであり、先頭桁を“0”又は“1”に制限した 14 桁の GS1 商品識別コードを符号化する。この一次元シンボルも多方向スキャナでの読取りには適していない。GS1 データバー拡張型は、GS1 商品識別コードだけでなく、重さ、消費期限などの補助的なアプリケーション識別子 (AI) も符号化できる。この一次元シンボルは、適切にプログラムされた POS 用バーコードリーダで多方向スキャンができる。

GS1 データバーファミリは、どれでも、単独の一次元シンボルとして、又は GS1 合成シンボルの一次元シンボル部分として印刷することができる。

GS1 データバーシンボルは、識別番号及び識別のための補助的なデータの符号化を意図している。GS1 による付番システムの管理によって、特定商品に割り当てられた商品識別コードが世界中で唯一であり、それに関連する補助的なデータが、一定の規則として定められていることが保証される。GS1 システムの利用者が得る主な利点は、唯一に定められた商品識別コード及び補助的なデータフォーマットを取引業務に利用できることである。